4　3400MHzより下の周波数帯で運用しているIMTと3400MHzより上の周波数帯で運用しているFSSの地球局との隣接帯域における両立性に関する技術上及び運用上の措置を提供するITU-R勧告を策定すること。
5　3300-3400MHzの周波数帯におけるIMTと3300MHzより下の周波数帯で運用している無線標定との隣接帯域における両立性、特に、この周波数帯域のIMTシステムの不要輻射について更なる研究を行うこと。
6　共用に関する研究の結果を考慮しながら、地上系IMTの運用のための3300-3400MHz及び4800-4990MHzの周波数帯における調和のとれた周波数配置を策定すること。
7　航空移動業務を保護するために、4800-4990MHzの周波数帯によるIMTの使用における技術上及び規制上の条件に関する研究を行うこと。
8　移動局と基地局間で不均衡な電波資源が必要とされる可能性のあるインターネットプロトコル（IP）アプリケーションの規定を含むIMTの更なる高度化に関する研究を継続すること。
9　上記の研究に関して、IMTが開発途上国及び郊外地域の電気通信需要を満たすことができるようにガイドラインの提供を継続すること。
10　これらの周波数配置や研究の結果を１つ以上のITU-R勧告に含めること。

[1] 適用可能なpfd制限値を示した表21-4を参照

改　　決議第224（WRC-15、改）　International Mobile Telecommunicationsの地上系のための1GHz以下の周波数帯

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　International Mobile Telecommunications（IMT）は、IMT-2000、IMT-Advanced及びIMT-2020のそれぞれを一体として包含する基本名称であること（決議第56参照）。
b)　IMTシステムが、場所及び通信網又は端末の種類に関わらず、世界規模で電気通信サービスの提供を意図していること。
c)　790-960MHzの周波数帯の一部が、３つの地域において移動システムにより広く使用されていること。
d)　IMTシステムは、３つの地域の幾つかの国で、694/698-960MHzの周波数帯において既に導入されていること。
e)　第二地域及び第三地域の一部の主管庁では、470-694/698MHzの周波数帯又はその一部をIMTに使用する計画であること。
f)　３つの地域では、450-470MHzの周波数帯が一次的基礎で移動業務に分配されており、IMTシステムが３つの地域の幾つかの国では既に導入されていること。
g)　450-470MHzの周波数帯の共用に関する研究の結果は、ITU-R報告M.2110に載っていること。
h)　３つの地域の1GHz以下の周波数帯を用いるセルラー移動システムは、様々な周波数配置を使って運用していること。
i)　郊外地域及び／又は人口密度の低い地域のように、コストを考慮すると設置される基地局が少なくなるところでは、一般的に1GHz以下の周波数帯がIMTを含む移動システムの導入に適していること。
j)　特に人口密度が低いため経済的な解決策が必要とされる幾つかの開発途上国や領域の広大な国にとって、1GHz以下の周波数帯は重要であること。
k)　ITU-R勧告M.819では、開発途上国の需要を満たし、開発途上国が先進国との通信能力の格差を埋めることを支援するために、IMT-2000が達成すべき目標を示していること。
l)　ITU-R勧告M.1645も、IMTのカバレッジに関する目標を示していること。

以下を認め、

a)　現在使用している周波数帯内での発展が認められれば、セルラー方式の移動通信網のIMTへの発展が促進できること。
b)　IMTのために特定された1GHz以下の周波数帯の幾つか又はその一部は、多くの国で、公共安全及び災害救援のための無線通信（決議第646（WRC-15、改）参照）を含む、様々な他の地上系移動システムやアプリケーションに広範囲に使用されていること。
c)　多くの開発途上国や人口密度の低い広大な領域を抱えた国には、IMTを経済的に効率良く導入したいとの要請があり、第5.286AA号、第5.295号、第5.308A号及び5.317A号で特定されている1GHz以下の周波数帯は、伝搬特性により大きなセルになること。
d)　450-470MHzの周波数帯又はその一部は、移動業務以外の業務にも分配されていること。
e)　460-470MHzの周波数帯は、第5.290号によって気象衛星業務にも分配されていること。
f)　第二地域における608-614MHzの周波数帯を除く470-890MHzの周波数帯は、無線通信規則の第５条に含まれるように、３つの地域の全てにおいて一次的基礎で放送業務に分配され、この周波数帯の一部は専らその業務に用いられていること。
g)　470-862MHzの周波数帯においては、GE06協定が、モンゴルを除く全ての第一地域及びイランに適用されること。また、この協定が、地上放送業務と他の一次的基礎での分配の地上業務のための規定、デジタルテレビジョンのためのプラン及び他の一次的基礎での分配の地上業務の無線局の一覧を含んでいること。
h)　アナログからデジタルテレビジョンへの移行は、470-806/862MHzの周波数帯の多くの部分がアナログとデジタルの双方の地上伝送に用いられ、移行期に必要なスペクトルへの需要がアナログ放送システムでの単独使用の場合よりも大きくなる可能性があること。
i)　アナログからデジタルテレビジョンへの切替えの時間的枠組みと移行期間は、全ての国で同じにはならない可能性があること。
j)　アナログからデジタルテレビジョンへの切替えの後、幾つかの主管庁では、470-806/862MHzの周波数帯の全部又は一部を、周波数帯が一次的基礎で分配されている他の業務、特にIMTの導入のために移動業務に用いることを決定する可能性があり、他方、他の国では、放送業務がその周波数帯で運用され続けること。
k)　470-890MHzの周波数帯又はその一部では、一次的基礎で固定業務への分配があること。
l)　幾つかの国では、第二地域及び第三地域における470-862MHzの周波数帯又はその一部が並びに第一地域における694-862MHzの周波数帯が、一次的基礎で移動業務に分配されていること。
m)　645-862MHzの周波数帯は、第5.312号に掲げられている国では、一次的基礎で航空無線航行業務に分配されていること。
n)　ITU-R勧告M.1036は、無線通信規則のIMT用に特定された周波数帯において、IMTの地上系を実施するための周波数配置を提供していること。
o)　ITU-R報告M.2241、BT.2215、BT.2247、BT.2248、BT.2265、BT.2301、BT.2337及びBT.2339が、IMTとその他の業務との両立性の研究に関連した素材を含んでいること。
p)　ITU-R報告BT.2338が、第一地域における694-790MHzの周波数帯について、その周波数帯を放送及び番組制作に付随するアプリケーションとして使用するために、移動業務へ共に一次的基礎で分配することを示唆していること。

以下を強調し、

a)　全ての主管庁において、地上放送は、情報通信基盤の重要な一部であること。
b)　主管庁には、以下の柔軟性が与えられなくてはならないこと。
－　現在のスペクトルの利用及び他のアプリケーションの必要性を考慮し、特定された周波数帯の中からどれほどのスペクトルをIMTに利用可能にするかを国内で決定すること。
－　必要に応じて、それぞれの既存システムの固有の展開状況に合わせて、各国ごとの移行計画を策定すること。
－　特定された周波数帯を当該周波数帯に分配されている全ての業務のために使うことができること。
－　特定の利用者の需要及びその他の国内の事情に合わせて、IMTに特定された周波数帯